

一般社団法人日本私立看護系大学協会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第44条に基づき、本法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の決議方法)

第2条 理事会に付議された事項は、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(監事の出席)

第3条 監事のうち1名は、必ず理事会に出席しなければならない。

(関係者の出席)

第4条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(決議事項)

第5条 理事が定款第31条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

(議事録の配布)

第6条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(議事録記載事項)

第7条 議事録の記載事項を以下のとおりとする。

1 通常 of 理事会

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
  - ① 定款第37条第3項第2号の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
  - ② 定款第37条第3項第3号の規定による会長以外の請求をした理事の招集
  - ③ 定款第37条第3項第4号前段の規定による監事の請求を受けた招集
  - ④ 定款第37条第3項第4号後段の規定による監事の招集
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (6) 定款第39条の規定による議長の氏名

2 定款43条の報告の省略理事会

- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  
(事務局)

第8条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成29年3月12日から施行する。